

平塚みどりヶ丘自主防災会

防災ガイドブック  
第5版

令和5年4月  
(2023年4月)

平塚みどりヶ丘自主防災会  
みどりヶ丘防災チーム

## 目 次

はじめに.....	1
1. 自主防災組織の編成.....	2
1.1. 自主防災組織の基本的考え方.....	2
1.2. 本部の組織.....	2
1.3. 支部の組織.....	4
2. 災害時の自主防災活動の概要.....	6
2.1. 地震発生直後の本部および支部の活動.....	6
2.2. 地震発生直後および復旧期間の支部における活動.....	9
3. 行動マニュアル.....	10
3.1. 自治会員.....	11
3.2. 自治会班長.....	16
3.3. 情報班.....	21
3.4. 避難誘導班.....	25
3.5. 復旧支援班.....	28
4. 補足.....	31
4.1. 防災活動における感染症対策.....	31
4.2. 平塚市の震度の情報の取得方法.....	32

## 【更新履歴】

2013年（平成25年）	8月	初版作成
2014年（平成26年）	8月	第2版 2.4、3.3 追加
2016年（平成28年）	12月	第3版 3.1、3.2、3.3.1 修正、5 追加
2018年（平成30年）	12月	第4版 3.修正、分冊化
2023年（令和5年）	4月	第5版（全面改定）

## はじめに

平塚市が発行している災害ハザードマップ（2022年10月時点）より、みどりヶ丘地区の災害の発生の可能性については以下と考えられます。

- (1) 関東大震災級の大地震が発生すると、震度7の揺れとなる。
- (2) 津波の可能性は少ない。
- (3) 洪水の可能性は少ない。
- (4) 内水氾濫ではみどりヶ丘の南地区で30cm未満の浸水深さの被害となる。
- (5) 土砂災害は、北公園の東の入山瀬地区との境界にある自然斜面は警戒する必要がある。

上記より、大きな地震が発生した場合は、みどりヶ丘地区で被害が生じる可能性があります。そこで、防災ガイドブックでは、大きな地震発生時を対象とすることとしました。

なお、平塚市発行の地震、津波、洪水、内水、土砂災害の各ハザードマップは、岡崎公民館、平塚市役所・災害対策課で手に入れることができ、平塚市のホームページからもダウンロードできます。

防災ガイドブックの内容は、震度5強以上の大きな地震が発生したとき、平塚みどりヶ丘自治会の会員が、災害時の助け合いとして、どのように行動すればよいかを示したもので、具体的には、自主防災組織と自主防災活動について記載しています。震度5強以上の地震発生時を対象とするのは、神奈川県および平塚市が震度5強以上で災害対策本部を立ち上げ避難所を開設するなど、地震被害に対応した活動を行うためです。

防災ガイドブックは、2013年度（平成25年度）に初版を発行し、3回改定してきましたが、平塚みどりヶ丘自主防災会による防災訓練を通じて防災活動の内容が変更されてきたこと、岡崎小学校避難所の活動が確定し整合を取る必要があること、の2点から、2022年度に全面的に内容を見直し、2023年4月に第5版を発行いたしました。

2023年度発行の第5版では、平塚みどりヶ丘自主防災会としての自主防災組織および自主防災活動の内容にしぼって記載しました。第4版まで記載していました「家具の転倒防止対策」や「避難時の持出品」などの情報は、例えば平塚市が発行している「ひらつか防災ガイドブック」などを参照してください。

自治会員におかれましては、ご一読いただきますようお願いいたします。

## 1. 自主防災組織の編成

### 1.1. 自主防災組織の基本的考え方

自主防災組織は、2012年度（平成24年度）および2022年度（令和4年度）の検討により、以下の基本方針に沿って編成しています。

(1) 地震発生直後および復旧期間は、以下の組織で活動することとします。

本部：自治会役員および防災チーム・防災サポーターにより構成

支部：自治会の班単位で活動

ただし、避難等で会員数が減った班は隣接班と組むこととします。

(2) 地震発生直後の初期消火および救出救護の緊急活動は、隣近所の活動可能な会員が防災チーム・防災サポーターとともに互いに助け合って行うこととします。

(3) 支部の防災活動は、情報班、避難誘導班、復旧支援班の3つとします。避難誘導班は、2021年度までの避難所支援班から活動内容と名称を変更、復旧支援班は、2022年度までの給水給食班と環境衛生班を合併しました。

自主防災組織図を図 1-1 に示します。

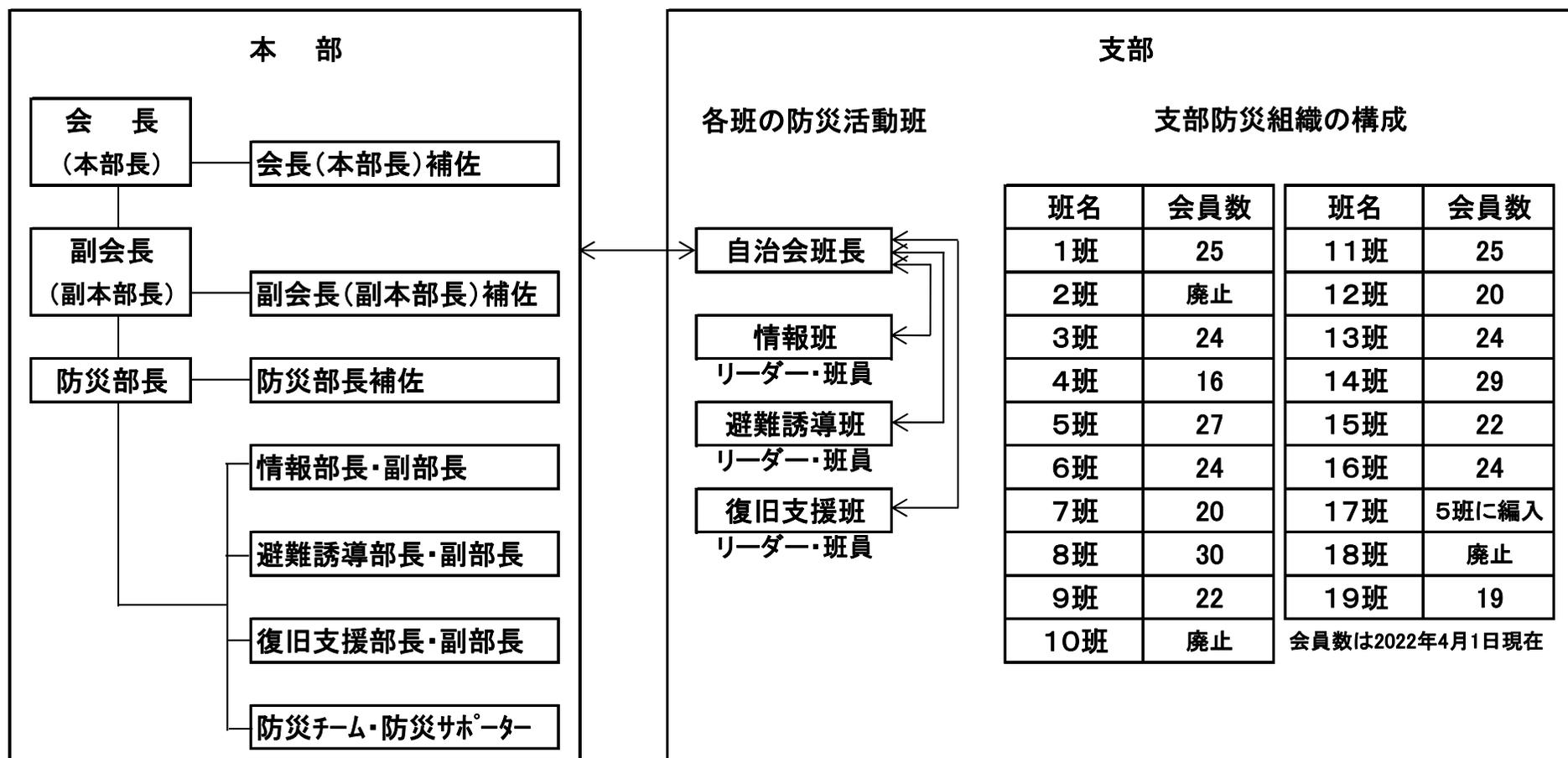
### 1.2. 本部の組織

自主防災会本部役員と自治会役員の関係を表 1-1に示します。同表には、自主防災活動時における会長代行順位も示しました。

表 1-1 自主防災会本部と自治会の関係

自主防災会	自治会	会長代行順位
会長	会長	
会長補佐	監査役(前年度会長)	1
副会長	副会長	2
副会長補佐	監査役(前年度副会長)	3
防災部長	交通防災部長	4
防災部長補佐	防災リーダー(前年度交通防災部長)	5
情報部長	広報部長	
同副部長	体育振興地区代表	
避難誘導部長	福祉厚生部長	
同副部長	体育振興地区副代表	
復旧支援部長	庶務部長	
同副部長	環境部長	

※会計部長は自治会と自主防災組織で同じ役割を果たす。



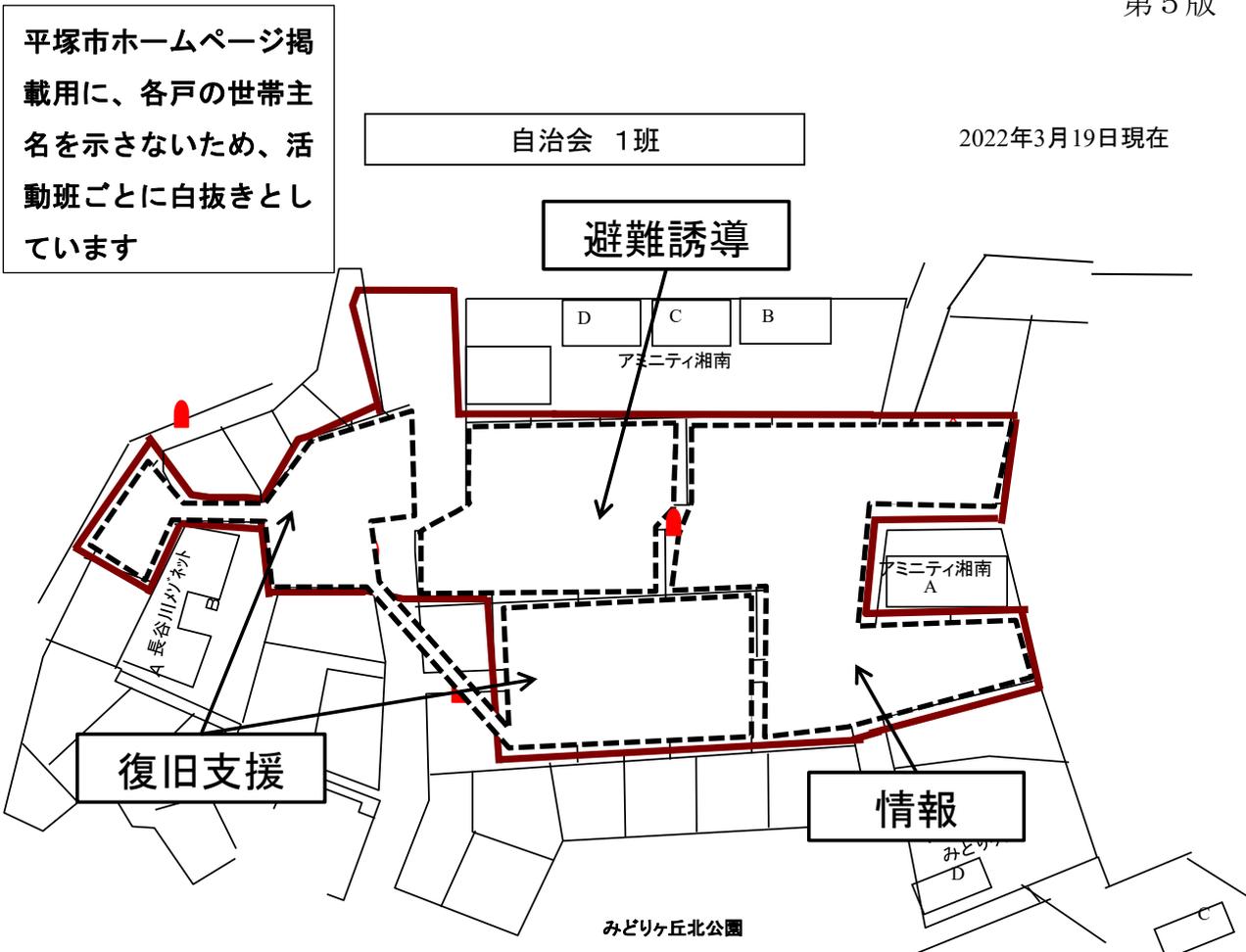
(注) 会長、副会長の呼称は平常時に用い、本部長、副本部長の呼称は地震発生時に災害対策本部が立ち上がったときに用いる。

図 1-1 自主防災組織図 (2023年度 (令和5年度) 改定)

### 1.3. 支部の組織

支部は、自治会班ごとに、情報班、避難誘導班、復旧支援班（以下、総称するときは防災活動班と呼ぶ）の3つに分割しました。支部の組織の考え方を以下に示し、支部の防災活動班分けの例を図 1-2 に示します。

- (1) 自治会班ごとに大きく3分割とします。
- (2) ふりわけは、災害対策本部（集会所）からの情報伝達のスピードを考慮して、情報班を中央通りに近い位置とし、大きく右まわりに、復旧支援班、避難誘導班と配置します。防災活動班は、2011年度（平成23年度）までの自主防災組織と同様に、原則として固定とします。ただし、転出入等により防災活動班の会員数が増減した場合は、その時点で見直すものとします。
- (3) 自治会班長が、防災活動においても各自治会班のリーダーです。  
ただし、当年度の自治会班長が、平常時から、班長として地震発生時に活動できない可能性が高いとわかっている場合（自宅で高齢者、障害者、乳幼児、病弱者などの特に配慮を要する者の対応が必要など）は、自治会に相談することとします。
- (4) 防災活動班のリーダーは、自主防災組織見直しの2012年度（平成24年度）は分割された左上に位置する会員の方とし、その次の年度より、右まわり（横長の防災活動班は右向き、縦長の防災活動班は下向き）に毎年交代することとします。  
防災活動班のリーダーは、原則、自治会役員または自治会班長と重複しないこととします。



防災活動班	地震発生時の活動の概要
情報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生直後の緊急活動では、安否確認および避難支援要請の有無を確認</li> <li>復旧期間は、本部からの緊急連絡を伝達</li> </ul>
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生直後の緊急活動では、避難支援を必要としている方の一時避難場所(北・南公園)、必要に応じて避難所(岡崎小学校)へ避難誘導</li> </ul>
復旧支援班	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生直後の緊急活動では、防災チーム・防災サポーターとともに、となり近所の会員と初期消火、救出救護</li> <li>復旧期間は、以下の二つの活動               <ol style="list-style-type: none"> <li>給水給食活動 必要となる飲料水、食料、生活用品等物資の調査、平塚市から配送される物資の受領、運搬、配給</li> <li>環境衛生活動 生活ごみ収集の停止および再会の連絡、ごみ集積場の管理</li> </ol> </li> </ul>

世帯数(店舗のぞく)  
 11世帯×1=11世帯  
 8世帯×1= 8世帯  
 6世帯×1= 6世帯  
 25世帯

-  自治会2022年度班長
-  防災活動班2022年度リーダー
-  街頭消火器  
本地図以外の消火器は防災マップで確認ください

図 1-2 支部の防災活動班分けの例 (2023年度(令和5年度)改定)

## 2. 災害時の自主防災活動の概要

### 2.1. 地震発生直後の本部および支部の活動

震度5強以上の地震が発生した場合、以下の活動を実施するものとします。地震発生直後の活動の全体の流れを図 2-1 に、ステージ2からステージ4までの活動内容を表 2-1 に示します。

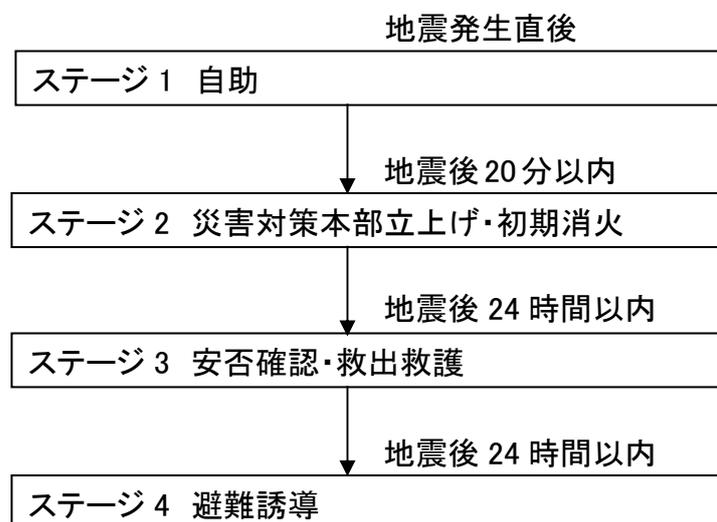


図 2-1 地震発生直後の活動の全体の流れ

地震発生直後の活動の補足事項を以下に示します。

- (1) 平塚市からの地震関連情報は以下の方法で収集してください。以下の詳細は、「ひらつか防災ガイドブック」で確認してください。
  - 防災行政無線
  - F M湘南ナパサ（周波数 78.3MHz）
  - ほっとメールひらつか
  - 防災ひらつか（Twitter）
  - テレフォンガイド（防災行政無線の内容、電話番号 0180-99-4956、0463-22-4956）
  - 防災ラジオ（防災行政無線の内容を受信、平塚市が有償で配布）
 なお、平塚市の震度情報の取得方法は、「4.2 平塚市の震度の情報の取得方法」に記載しました。
- (2) みどりヶ丘自治会として災害対策本部が実施する安否確認は、2014年（平成26年）以降に配布している安全確認フラッグ（黄色のタオル）で行います。配布された安全確認フラッグをなくされた場合は、黄色いタオル、黄色いTシャツなどの黄色い布で代用してください。

- (3) みどりヶ丘自治会としての一時避難場所は、北公園と南公園です。岡崎地区の避難所は岡崎小学校です。ただし避難所の開設が確認されるまで、岡崎小学校には直接は行かず、一時避難場所で待機するようお願いいたします。

表 2-1 地震発生直後の活動の概要（2023年度（令和5年度）改定）

ステージ2 災害対策本部立上げ・初期消火 → 連絡

本部	支部
<ul style="list-style-type: none"> <li>・震度5強以上で、本部役員・防災チーム・防災サポーターは集会所に参集</li> <li>・参集したメンバーで役割分担</li> <li>・防災チーム・防災サポーターは防災資機材搬出</li> <li>・防災チーム・防災サポーターは初期消火に向う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災を発見した会員は消防署に通報し、近隣の活動可能な会員に協力をあおぎ、街頭消火器・家庭用消火器により初期消火</li> <li>・災害対策本部にも連絡</li> </ul>

ステージ3 安否確認および救出救護 → 連絡

本部	支部
<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災チーム・防災サポーターはみどりヶ丘を巡回して本部立上げを広報</li> <li>・火災・負傷者を発見した場合は、近隣に協力をあおぎ緊急活動</li> <li>・本部役員は支部からの安否確認を受理</li> <li>・防災チーム・防災サポーターは緊急活動の要請を受けて救援に向う</li> <li>・本部長は避難支援ができない班の避難支援を指示</li> <li>・本部長は安否確認結果の届かない班の状況把握を指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・班長・情報班は安否確認を開始</li> <li>・自宅にいる家族が全員無事の会員は安全確認フラッグを掲示</li> <li>・救出救護・避難支援の必要な会員は巡回の班長・情報班に要請</li> <li>・班長・情報班は、安否確認で火災・負傷者を発見した場合は、消防署に通報し、近隣の活動可能な会員に協力をあおぐ</li> <li>・災害対策本部にも連絡</li> <li>・班長・情報班は、避難支援要請の有無を避難誘導班に伝達</li> <li>・班長・情報班は安否確認結果と避難支援要請の有無を本部に報告</li> </ul>

ステージ4 避難誘導 → 連絡

本部	支部
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部役員は一時避難場所（北公園・南公園）に行き、一時避難者に対応</li> <li>・防災チーム・防災サポーターは一時避難場所（北公園・南公園）にテント・照明を準備</li> <li>・本部役員は避難所（岡崎小学校）の開設を確認する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時避難の必要のある会員、避難所（岡崎小学校）に避難する会員は、一時避難場所（北公園・南公園）に移動</li> <li>・避難誘導班は避難支援の必要のある会員を一時避難場所、必要な場合は避難所（岡崎小学校）へ避難誘導</li> <li>・避難誘導は、本部役員、防災チーム・防災サポーターの指示により行う。</li> </ul>

## 2.2. 地震発生直後および復旧期間の支部における活動

支部における活動の内容を表 2-2に示します。

いずれの防災活動班も、地震発生直後の緊急活動では、防災チーム・防災サポーターとともに、初期消火、救出救護をお願いいたします。

被災時の状況によっては、防災活動班の繁忙度が大きく異なる場合があります。その場合は、他の防災活動班をお手伝いいただく場合がありますので、ご了解ください。

表 2-2 支部における防災活動の概要（2023年度（令和5年度）改定）

防災活動班	地震発生時の活動の概要
情報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震発生直後の緊急活動では、安否確認および避難支援要請の有無を確認</li> <li>・復旧期間は、本部からの緊急連絡を伝達</li> </ul>
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震発生直後の緊急活動では、避難支援を必要としている方の一時避難場所（北公園・南公園）、必要に応じて避難所（岡崎小学校）へ避難誘導</li> </ul>
復旧支援班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復旧期間は、以下の二つの活動               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 給水給食活動 必要となる飲料水、食料、生活用品等物資の調査、平塚市から配送される物資の受領、運搬、配給</li> <li>(2) 環境衛生活動 生活ごみ収集の停止および再開の伝達 みどりヶ丘地区の環境衛生問題全般の対応</li> </ul> </li> </ul>

### 3. 行動マニュアル

みどりヶ丘自治会の会員の方々の、平常時および地震発生時の自治会員および防災活動班としての具体的な行動マニュアルを、以下に示します。

自主防災会としましては、地震発生直後には、初期消火および救出救護がもっとも重要と考えており、**隣近所の活動可能な会員が互いに助け合い、防災チーム・防災サポーターと協力して、初期消火、負傷者の救出救護を行う**、ということを前提にしています。

自主防災会による防災活動は、平塚市地域防災計画にしたがって、震度5強以上の強い地震が発生した場合の活動を想定しており、基本的な考え方は以下の通りです。

- (1) 地震発生直後は、自主防災会として災害対策本部を立ち上げる。
- (2) 地震発生直後は、活動可能な会員と防災チーム・防災サポーターが協力して、初期消火、救出救護を行う。
- (3) 地震発生直後は、地震発生時に自宅にいる会員の安否確認を行う。
- (4) 地震発生直後は、避難支援が必要な会員を、一時避難場所（北公園、南公園）、必要に応じて避難所（岡崎小学校）まで誘導する。
- (5) 復旧期間は、給水給食、環境衛生等の活動を行う。

#### 【行動マニュアル確認の際の注意】

以下に5つの行動マニュアルが記載されていますが、全戸共通の自治会員向けとそれ以外の4つの行動マニュアルに分かれています。

3.1. 自治会員 : 全戸共通の事項なので、全員必ず確認して下さい。

3.2.～3.5.の4項目 : 自主防災会の中の役割（各戸必ずどれかの役割に所属）に応じた行動マニュアルになっていますので、自分の役割の行動マニュアルを確認して下さい。

なお、地震発生直後の活動は自助活動を済ませた後からの記載になっています。

### 3.1. 自治会員

#### 3.1.1. 平常時

- ・ 家具の転倒防止、水・食料の備蓄などの自助活動を実施し、地震に備える。また、防災ガイドブックにより、ふだんから地震発生直後の行動マニュアルに目を通し、防災活動班としての役割を確認しておく。
- ・ 防災マップを目に留まる壁にはり、地震時の自分の役割、家族との連絡方法等、必要な事項を記載しておく。また、街頭消火器、一時避難場所（北公園、南公園）への経路、臨時救護所（\*）を把握しておく。

（\*）臨時救護所は岡崎小学校の保健室に設けられる。
- ・ 防災訓練、防災説明会には極力参加し、地震時に冷静に対応できるようにする。
- ・ 地震発生後の行動については、ふだんから家族内で話し合い、家族内での連絡方法、避難所（岡崎小学校）へはどのような場合に避難するか、などについて話しあっておく。

#### 3.1.2. 地震発生直後

##### (1) 自助活動

- ・ まず家族の安全を確保する。
- ・ 地震がおさまった後、テレビ、ラジオ、スマホ等で地震情報を入手し、平塚の震度を確認する。4.2に平塚市の震度情報の取得方法を示した。
- ・ 自宅で火災が発生した場合は、消防署に連絡するとともに、隣近所にも呼びかけ、初期消火にあたる。
- ・ 近隣での火災を発見した場合は、直ちにその家に声をかけ、消防署に連絡するとともに、隣近所にも呼びかけ、街頭消火器、家庭用消火器にて初期消火にあたる。必要な場合は災害対策本部に連絡し応援をたのむ。
- ・ 家族に負傷者がいた場合、救急車を要請し、救急車が来ないと判断される場合は岡崎小学校の臨時救護所に行く。臨時救護所の開設の確認が必要な場合は、巡回してきた自治会班長・情報班に伝え、災害対策本部に確認してもらう。搬送の手伝いが必要な場合は隣近所に呼びかけてお願いする。

##### (2) 自治会活動

- ・ 震度5強以上の地震であることがテレビ、ラジオ、スマホ等で確認でき、かつ、地震発生時に自宅にいる家族の安全が確認された場合は、安全確認フラグ（自治会配布の黄色いタオル）を道路から見える門扉また門扉相当の門柱（アパートの方は玄関ドア）に掲示する。安否確認フラグがない場合は、黄色いタオル、黄色いTシャツなどの黄色い布で代用する。

安全確認フラグによる安否確認は、各会員宅で地震によって発生した火災あるいは負傷者をできるだけ早く発見し対応することを目的としているので、会社に出勤して

いる家族、あるいは、学校に行っている子どもは対象とはせず、地震発生時に会員宅にいる家族を対象とすることとする。

- ・ 自分の自主防災会での役割を確認し、情報班、避難誘導班に属している会員は、地震発生直後の活動の準備をする。(情報班、避難誘導班の行動マニュアルを参照。)  
復旧支援班に属している会員は、災害対策本部からの広報に注意し、その指示に従うように行動する。

### (3) 一時避難および避難

一時避難場所は北公園と南公園で、避難所は岡崎小学校である。

避難所（岡崎小学校）に避難する場合もまず一時避難場所（北公園、南公園）に行く。避難所（岡崎小学校）が被災していて使えない場合もあり、一時避難場所（北公園、南公園）から避難所（岡崎小学校）へは、避難所開設の連絡を受けたあと一時避難場所からまとまって移動するので、直接行かないこと。

#### (a) 一時避難

- ・ 一時避難場所（北公園、南公園）へは以下の場合に行く。
  - ① 避難所（岡崎小学校）に避難する必要がある場合（詳細は(b)に記載）
  - ② 余震により家屋の損壊、家具の転倒の不安がある場合
  - ③ 地震および地震対応活動に関する情報を得たい場合
- ・ 一時避難場所に家族全員が行く場合は、以下の点に注意する。
  - ① 一時避難場所対応の服装および履物とする。一時避難場所は公園であり、テント張りは緊急活動後になるため、寒さ対策、雨対策が必要。
  - ② 一時避難場所で必要となる避難時持出品を携行する。避難時持出品としては一日分の飲食物と生活必需品があり、「ひらつか防災ガイドブック」を参照のこと。  
なお、みどりヶ丘自主防災会としては水、食料は用意していないため、一時避難場所にも水、食料はなく、避難者が各自で用意する必要がある。
  - ③ 避難する前に、自宅にいる家族の安全が確認された場合は、安全確認フラグを道路から見える門扉または門扉相当の門柱（アパートの方は玄関ドア）に掲示する。  
安全確認フラグは掲示したまま一時避難する。
  - ④ 避難する前に、火災防止のため、ブレーカーを切り、ガスの元栓をしめる。
  - ⑤ 盗難防止のため、必ず施錠する。
- ・ 一時避難場所（北公園、南公園）では、災害対策本部（自主防災会役員、防災チーム・防災サポーター）の指示にしたがって行動する。

#### (b) 避難所への避難

- ・ 避難所（岡崎小学校）へは以下の場合に行く。
  - ① 家屋が全壊あるいは半壊の状態にあり、自宅での生活が困難な場合
  - ② 家屋は損壊していないが、家具が転倒していて、自宅での生活が困難な場合
  - ③ 避難行動要支援者(\*）、高齢者、障害者、乳幼児、病弱者などの要配慮者がいる世

帯で、電気、水道、ガス等が復旧するまで、自宅での生活が困難な場合。

(\*) 避難行動要支援者とは、高齢者、障害者、乳幼児、病弱者などの要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難で避難の支援が必要な者として平塚市に登録されている者を言う。

- ・ 避難所（岡崎小学校）に家族全員が行く場合は、以下の点に注意する。
  - ① 一時避難場所用に携行した避難時持出品とは別に、避難所（岡崎小学校）で必要と考えられる物を携行する。「ひらつか防災ガイドブック」を参照のこと。  
一時避難場所（北公園、南公園）に行く際に、避難所（岡崎小学校）への避難を考えている場合は、避難所への携行品を合わせてもっていくことが望ましいが、そうでない場合は、余震に気をつけて取りにもどる。ただし、余震により家屋の損壊、家具の転倒の危険性が高い場合は、避難所（岡崎小学校）にそのまま避難する。
  - ② 自宅のブレーカーを切る、ガスの元栓をしめる、施錠する、は一時避難場所へ行くときに実施していることとなるが、数日間以上自宅をはなれるため、不安な場合は避難所へ移動するまえに再度確認する。
  - ③ 地震発生時に自宅外にいて一時避難場所（北公園、南公園）に同行していない家族がいる場合は、災害伝言ダイヤルなどで、避難所（岡崎小学校）に避難していることを連絡する。
- ・ 避難所（岡崎小学校）の体育館フロアの収容人数は150名程度（感染症対応の場合は90名程度）であり、これを超える場合は普通教室を開放する方向で調整される。

### 3.1.3. 復旧期間

#### 3.1.3.1 自治会員としての活動

自治会員としての活動について、ごみの対応を除いて以下に示す。

- ・ 復旧期間は、自主防災会としての会合が定期的あるいは不定期に開催される。自主防災会から自治会班長を通じて協力の要請があった場合、可能な範囲で活動する。
- ・ 自主防災会からの連絡は以下とする。  
緊急連絡は、以下のいずれかで伝達される。
  - ① 広報チーム等の巡回によるアナウンス。
  - ② 自治会班長から情報班員に伝達され、情報班員が分担して班内各戸に伝達。
 通常の連絡は、平常時の自治会と同様に、回覧または緊急回覧で伝達される。
- ・ 電気、ガス、水道が停止しているために調理手段がない会員は、自主防災会の防災資機材のかまど、鍋等を使用して、共同炊事をする事ができる。ただし、食材と燃料は会員が持ち寄るものとする。
- ・ 復旧期間も避難所（岡崎小学校）に避難している場合は、避難所運営委員会の指示にしたがって活動する。

### 3.1.3.2 ごみの対応

ごみの対応については、平塚市・環境部への問い合わせ結果（2022年10月）および「平塚市災害廃棄物等処理計画 令和元年9月改訂 平塚市」より、以下の通りとする。

#### (1) 災害時のごみの分類

- ・ 災害時のごみは、下表のように分類される。

表 3-1 災害時のごみの分類

分類	説明	本ガイドブックでの略称
家庭ごみ	復旧期間に家庭から排出されるごみで、燃えるごみ、不燃ごみ、プラクル、資源再生物に分類され、凝固剤を入れた便袋も燃えるごみとする。	「生活ごみ」
災害廃棄物	災害により発生したごみで、市町村等が処理を実施し、以下の二つに分けられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出されるごみ</li> <li>・ 損壊家屋の撤去・解体に伴い排出される廃棄物</li> </ul>	「片付けごみ」
		「解体廃棄物」

#### (2) 災害時のごみの対応

復旧期間に自治会員が対応する必要がある「生活ごみ」と「片付けごみ」について、以下に示す。なお、損壊家屋の撤去・解体および「解体廃棄物」の処理は、本ガイドブックの範疇を超えているため、省略する。

##### (a) 「生活ごみ」の対応

- ・ 「生活ごみ」は、平常時と同様の収集方法を基本とするが、大地震発生による平常時と異なる点を以下に述べる。

平塚市によると、災害規模によるが、ごみ処理施設や収集車両の被害状況、道路の被災状況、および他自治体への応援要請等に3日程度かかると想定しており、収集から処理までの体制が確立できれば、「生活ごみ」の収集を再開する、としている。また、地震発生直後のごみ出しの停止については、平塚市のホームページへの掲示、避難所（岡崎小学校）への連絡、防災行政無線等、により協力を求める、としている。

上記より、災害時の「生活ごみ」に関しては、市の広報指示に従うことを前提として、原則、ごみ当番の輪番制は維持することとするが、災害の程度により対応不可の場合は自主防災会の判断により復旧支援班の担当とする。自治会員のごみ出しとごみ集積場の管理については以下とする。

- ① 震度5強以上の地震発生時には、自主防災会として、地震発生直後から3日間はごみ集積場へのごみ出しは停止とする。
- ② 平塚市からのごみ収集再開の情報があつたならば、ごみ出しの再開を、自主防災

会から班長、復旧支援班を通じて伝達する。

- ③ 平塚市から、生ごみ等の燃えるごみを優先的に収集するため、不燃ごみ・プラクル・資源再生物の家庭での一時的保管の要請が自主防災会にあった場合は、班長、復旧支援班を通じて伝達する。

(b) 「片付けごみ」の対応

- ・ 「片付けごみ」は、燃えるごみ、不燃ごみ、資源再生物、粗大ごみに分別される。
- ・ 「生活ごみ」と同様に、ごみ集積場のごみ収集が再開したならば、分別し、粗大ごみ以外はごみ集積場にすてることができる。
- ・ 地震の規模が大きく、「片付けごみ」が非常に多い場合は、以下の対応となる。
  - ① 平塚市からの要請により、「片付けごみ」は、一定期間、家庭で保管する。
  - ② 平塚市から、地区の公園（例えば、みどりヶ丘北公園、みどりヶ丘南公園）が「片付けごみ」の「仮置場」に指定される。「仮置場」の設置は3週間程度。
  - ③ 平塚市からの指示にしたがって、自治会員が、「片付けごみ」を分別し、「仮置場」に運び込む。この場合、分別および運び込みの具体的な方法は、自主防災会から班長、復旧支援班を通じて伝達する。
  - ④ 「仮置場」は、平塚市職員または平塚市からの委託業者が管理・指導する。

## 3.2. 自治会班長

### 3.2.1. 平常時

#### (1) 平常時の活動

- ・ 防災ガイドブックにより、ふだんから地震発生直後の行動マニュアルに目を通し、班長としての役割を確認しておく。
- ・ 地震発生に備え、安否確認チェックシート、懐中電灯、筆記用具など安否確認に必要な備品を確認しておく。また、防災マップにより、街頭消火器の位置を確認する。
- ・ 平常時より班内の高齢者、障害者、乳幼児、病弱者のいる世帯に注意を払っておく。
- ・ 班に避難行動要支援者がいる場合は、配布されている避難行動要支援者の「名簿」(2)で説明) にふだんから目を通しておく。機会があれば、その避難行動要支援者に声かけをして、様子を聞くなどの見守りをする。
- ・ 班長として地震発生時に活動できない可能性が高いと平常時にわかっている場合(自宅で高齢者、障害者、乳幼児、病弱者などの特に配慮を要する者の対応が必要など)は、自治会に相談する。

#### (2) 避難行動要支援者の資料の配布と保管

自治会班に避難行動要支援者がいる場合は、本項をお読みください。

##### (a) 資料の説明

- ・ 避難行動要支援者の情報の記載された配布資料は、以下の2つ。
  - ① 避難行動要支援者の名簿  
避難行動要支援者が所属する自治会班の分のみの名簿を、その自治会班の班長および避難誘導班全世帯に配布。以下、これを「名簿」と略す。
  - ② みどりヶ丘避難支援カード  
避難行動要支援者一人ひとりの避難支援方法が記入されたカードで、避難行動要支援者が所属する自治会班の分のみのカードを、避難行動要支援者本人およびその自治会班の避難誘導班全世帯に配布。以下、これを「避難支援カード」と略す。
- ・ 上記の資料は、避難行動要支援者本人、班長、および避難誘導班全世帯に、保管専用封筒に入れて配布する。配布資料は、いずれも個人情報に記載されているため、取り扱いに注意されたい。

##### (b) 資料の配布・回収と返却について

- ① 毎年7月前半、避難行動要支援者の所属する自治会班の班長は、交通防災部長より、班長自身および避難誘導班全世帯の分の、当年度の「名簿」を渡される。  
新規登録者がいた場合は、避難行動要支援者本人分および避難誘導班全世帯分の「避難支援カード」も渡される。  
登録抹消者がいた場合は、避難誘導班全世帯からの「避難支援カード」の回収を依頼される。
- ② 毎年7月後半、①につづいて、班長は、避難誘導班全世帯のお宅をまわり、当年

度の「名簿」を配布し、前年度の「名簿」を回収する。回収した前年度の「名簿」は交通防災部長に返却する。

新規登録者がいた場合は、避難行動要支援者本人および避難誘導班全世帯に「避難支援カード」を配布する。

登録抹消者がいた場合は、避難誘導班全世帯から抹消者の「避難支援カード」を回収し、交通防災部長に返却する。(配布する当年度の「名簿」からは、抹消者は削除されている。)

- ③ 避難誘導班の方が退会あるいは転居される場合は、班長は、「名簿」および「避難支援カード」を保管専用封筒とともに回収し、交通防災部長に返却する。

#### (c) 引継ぎ

- ・ 年度末3月に、班長は、次年度班長に、自分の保管している「名簿」を引き継いでもらい、作業内容を伝達する。

### 3.2.2. 地震発生直後

#### (1) 活動の開始

- ・ 震度5強以上の地震であることをテレビ・ラジオ・スマホ等で確認した場合は、自身と家族の安全が確認できたならば、班長として安否確認の準備をする。
- ・ 班に避難行動要支援者がいる場合は、保管している「名簿」を確認する。

#### (2) 安否確認のための携帯品及び服装

- ・ 次の物を携帯し、動きやすく、天候・気温や安全に配慮した服装に着がえる。
  - ① 筆記用具、夜の場合は懐中電灯
  - ② 安否確認チェックシート（地震発生時用）、班長用クリップボード
  - ③ 班長用ヘルメット、軍手、安全で動きやすい靴

#### (3) 集合

- ・ 準備が整ったら、家屋の外に出て、班長宅前に集合した情報班員と互いに声をかけあう。
- ・ 地震発生によって家族に負傷者が出たなどにより、班長として安否確認活動が急きょ出来なくなった場合は、情報班員にその旨をつたえ、情報班員に安否確認における班長代行をお願いする。

このとき、班に避難行動要支援者がいる場合は、班長は、だれが避難行動要支援者かを情報班に口頭で伝え、避難支援要請の確認もお願いする。

#### (4) 打合せ

- ・ 班長と情報班員で相談し、班長を含み2名1組（人数に余裕がある場合は3名1組も可）の安否確認ユニットを組む。安全上、絶対に1人で行動してはならない。

- ・ ユニットが決まったら、それぞれの担当範囲を、安否確認チェックシートをもとに決める。班内の高齢者、障害者、乳幼児、病弱者について、担当範囲でそれぞれの知っている情報は、この時点で話し合っておく。
- ・ 班に避難行動要支援者がいる場合は、班長は、だれが避難行動要支援者かを情報班に伝える。

#### (5) 安否確認の実施

- ・ ユニットおよび担当範囲が決まったら安否確認活動を開始し、安否確認チェックシートに安否確認結果を記入していく。安否確認手順は以下とする。
  - ①道路から見える門扉または門扉相当の門柱（アパートの方は玄関ドア）を目視で確認
    - ・ 安全確認フラッグを掲示 →→ 会員宅に○を書き、次の会員宅へ
    - ・ 安全確認フラッグを掲示していない →→ ②へ
  - ②インターフォンを押して確認
    - ・ 応答があり、安全である事を確認 →→ 会員宅に○を書き、次の会員宅へ
    - ・ 応答があり、緊急事態発生を確認 →→ ⑤へ
    - ・ 応答がない →→ ③へ
  - ③門扉をあけて入りドアをノックして確認
    - ・ 面会し、安全である事を確認 →→ 会員宅に○を書き、次の会員宅へ
    - ・ 面会し、緊急事態発生を確認 →→ ⑤へ
    - ・ 応答がない →→ ④へ
  - ④家のまわりから「大丈夫ですか？」と声をかけ、庭に入りガラス窓から目視で確認
    - ・ 無事在宅 →→ 会員宅に○を書き、次の会員宅へ
    - ・ 負傷者発見など緊急事態を確認 →→ ⑤へ
    - ・ 安否確認できず →→ 会員宅に✓を書き、次の会員宅へ
  - ⑤火災、負傷者は(9)の対応を取る →→ 対応後、会員宅から引き出し線を引き、対応内容を記載し、次の会員宅へ
- ・ 班に避難行動要支援者がいる場合は、避難行動要支援者のお宅は、安全確認フラッグの掲示・非掲示にかかわらず、インターフォンを押し、避難支援を要請するかどうかを確認する。
- ・ 避難行動要支援者制度に登録していない方（以下、「制度非登録者」と呼ぶ）が、安全確認フラッグを掲示しておらず、インターフォンを押す、またはドアをノックして安否確認をする際、「制度非登録者」から避難支援の要請があった場合は、これを受ける。

#### (6) 安否確認結果の整理と避難支援要請

- ・ 緊急事態の対応が一段落し、かつ、班内の安否確認が終了したならば、他のユニットと安否確認結果を照らしあわせ、安否確認のもれがないかどうかを確認する。
- ・ 班長が自分の安否確認チェックシートに安否確認結果を書きうつし、かつ、緊急事態

発見の場合はその発見場所・内容を書きうつす。

- ・ 安否確認時の避難行動要支援者および「制度非登録者」からの避難支援要請の有無は、避難誘導班の当年度のリーダー宅のインターフォンを押して伝達する。避難誘導班リーダーが不在の場合は、他のメンバーに伝達する。避難支援要請がなかった場合も、ないことを伝達する。

#### (7) 報告

- ・ 避難支援要請の伝達後、災害対策本部（集会所）に安否確認結果を報告する。報告は班長と情報班1名の計2名で行く。
- ・ 対策本部到着後は、受付係の指示にしたがって入室し、情報整理係に報告する。
- ・ 報告は以下とする。
  - ① 情報整理係の指示に従い、壁に貼られたみどりヶ丘白地図に、班長または情報班員が自ら、安否確認チェックシートの結果を転記する。
  - ② 情報整理係の指示に従い、安否確認報告受付表に、班長または情報班員が自ら、必要事項を記入する。
  - ③ 避難行動要支援者および「制度非登録者」からの避難支援要請の有無も、安否確認報告受付表に、班長または情報班員が自ら、必要事項を記入する。

#### (8) 安否確認のフォロー

- ・ 安否未確認の会員宅があった場合、情報班と協力して、以下のように再確認する。
  - ① 1～2時間後に再確認。  
未確認の場合は、隣家に当該会員の外出・長期不在を確認。
  - ② ①で未確認の場合は、翌日再確認  
さらに未確認の場合は、帰宅したら自治会班長に連絡するように書いたメモを郵便受けに入れる。  
必要に応じて、再確認方法を、災害対策本部の本部長・本部長補佐と協議する。
- ・ 再確認後は安否確認チェックシートに上書きし、結果を災害対策本部に報告する。報告方法は初回と基本的に同じとする。安否未確認宅の外出・長期不在が確認できたならば、その事もチェックシートに記載する。
- ・ 上記①②を実施した後、安否未確認の会員宅がある場合は、その旨を災害対策本部に報告し、安否確認を終了する。

#### (9) 緊急事態の対応

会員宅あるいは路上で、火災、負傷者、危険箇所など緊急事態を発見した場合は、以下のように対応する。災害対策本部に連絡する必要がある場合は、みどりヶ丘北地区の班は、北公園支部に行き、通信係にトランシーバーで本部に連絡してもらう。南地区の班は本部に行き直接口頭で連絡する。（北地区の班も、本部への直接の報告が早いと判断した場合

は直接行ってもよい。)

### ① 火災

火災を発見した場合は、直ちにその会員宅に声をかけ、消防署に連絡するとともに、隣近所にも呼びかけ、街頭消火器、家庭用消火器にて消火にあたる。必要な場合はユニットのメンバー1名が本部へ連絡し、1名は消火活動を支援する。安否確認は火災一段落後に続ける。

### ② 負傷者

会員宅に負傷者がいた場合は、原則は、負傷者の家族が救急車の要請および病院への搬送を行う。家族が対応できない場合（独居、高齢者夫婦など）、または、路上で負傷者を発見した場合は、隣近所に応援を求める。その会員宅および隣近所に応援を依頼できる者がいない場合は、ユニットのメンバー1名が付き添い、1名が災害対策本部へ連絡し、病院への搬送を依頼する。安否確認は一段落後に続ける。

### ③ 倒木・電柱破損などの危険箇所

倒木、電柱破損などの危険箇所を発見した場合は、ユニットのメンバー1名が本部に連絡、1名が近隣住民が近寄らないように対応する。本部の緊急活動チームが到着後、安否確認を続ける。

## 3.2.3. 復旧期間

- ・ 復旧期間は、自主防災会としての会合が定期的あるいは不定期に開催される。班長はこの会合に参加し、自主防災会からの連絡事項および配布物を受けるとともに、自主防災会への自治会員からの連絡事項および要望事項を伝達する。
- ・ 班長として地震発生直後に活動できず、復旧期間でも引き続き活動ができない場合は、自治会に相談して班長代行を決める。
- ・ 自主防災会からの連絡は以下とする。

緊急連絡については、班長は情報班員に協力を要請し、情報班員が分担して班内各戸に伝達してもらう。

通常の連絡は、平常時の自治会と同様に、回覧または緊急回覧で伝達する。

- ・ 復旧期間には、以下の活動がある。
  - ① 必要となる飲料水、食料、生活用品の調査、受領、配布
  - ② ごみ出しの停止および再開の情報伝達
 このため、班長は、復旧支援班とともに、協力して活動する。

### 3.3. 情報班

#### 3.3.1. 平常時

##### (1) 平常時の活動

- ・ 防災ガイドブックにより、ふだんから地震発生直後の行動マニュアルに目を通し、情報班としての役割を確認しておく。
- ・ 地震発生に備え、安否確認チェックシート、懐中電灯、筆記用具など安否確認に必要な備品を確認しておく。また、防災マップにより、街頭消火器の位置を確認する。
- ・ 平常時より班内の高齢者、障害者、乳幼児、病弱者のいる世帯に注意を払っておく。
- ・ 情報班として地震発生時に活動できない可能性が高いと平常時にわかっている場合（自宅で高齢者、障害者、乳幼児、病弱者などの特に配慮を要する者の対応が必要など）は、他の情報班員にその旨をつたえておく。

#### 3.3.2. 地震発生直後

##### (1) 活動の準備

- ・ 震度5強以上の地震であることをテレビ・ラジオ・スマホ等で確認した場合は、自身と家族の安全が確認できたならば、情報班として安否確認の準備をする。

##### (2) 安否確認のための携帯品及び服装

- ・ 次の物を携帯し、動きやすく、天候・気温や安全に配慮した服装に着がえる。
  - ① 筆記用具、夜の場合は懐中電灯
  - ② 安否確認チェックシート（地震発生時用）、情報班用クリップボード（お持ちの場合）
  - ③ 情報班用ヘルメット（お持ちの場合）、軍手、安全で動きやすい靴

##### (3) 集合

- ・ 準備が整ったら、家屋の外に出て班長宅前に行き、自治会班長（以下、班長）、他の情報班員と互いに声をかけあう。
- ・ 地震発生によって家族に負傷者が出たなどにより、情報班として安否確認活動が急きょ出来なくなった場合は、班長あるいは他の情報班員に、その旨をつたえる。
- ・ 班長が、不在、あるいは、なんらかの理由で安否確認活動が出来なくなった場合は、情報班だけで安否確認を行う。

このとき、班に避難行動要支援者がいる場合は、以下の①②のいずれかにより避難行動要支援者がだれかを確認し、安否確認とともに避難行動要支援者の避難支援要請を確認する。

①班長から直接口頭で教えてもらう。

②班長不在または班長が口頭での伝達ができない場合は、避難誘導班の当年度のリーダー宅（不在の場合は他メンバー宅）に行き、教えてもらう。

## (4) 打合せ

- ・ 班長と情報班員で相談し、班長を含み2名1組（人数に余裕がある場合は3名1組も可）の安否確認ユニットを組む。安全上、絶対に1人で行動してはならない。
- ・ ユニットが決まったら、それぞれの担当範囲を、安否確認チェックシートをもとに決める。班内の高齢者、障害者、乳幼児、病弱者について、担当範囲でそれぞれの知っている情報は、この時点で話し合っておく。
- ・ 班に避難行動要支援者がいる場合は、避難行動要支援者のお宅は、安全確認フラッグの掲示・非掲示にかかわらず、インターフォンを押し、避難支援を要請するかどうかを確認することを申し合わせる。

## (5) 安否確認の実施

- ・ ユニットおよび担当範囲が決まったら安否確認活動を開始し、安否確認チェックシートに安否確認結果を記入していく。安否確認の手順は以下とする。
  - ①道路から見える門扉または門扉相当の門柱（アパートの方は玄関ドア）を目視で確認
    - ・ 安全確認フラッグを掲示 →→ 会員宅に○を書き、次の会員宅へ
    - ・ 安全確認フラッグを掲示していない →→ ②へ
  - ②インターフォンを押して確認
    - ・ 応答があり、安全である事を確認 →→ 会員宅に○を書き、次の会員宅へ
    - ・ 応答があり、緊急事態発生を確認 →→ ⑤へ
    - ・ 応答がない →→ ③へ
  - ③門扉をあけて入りドアをノックして確認
    - ・ 面会し、安全である事を確認 →→ 会員宅に○を書き、次の会員宅へ
    - ・ 面会し、緊急事態発生を確認 →→ ⑤へ
    - ・ 応答がない →→ ④へ
  - ④家のまわりから「大丈夫ですか？」と声をかけ、庭に入りガラス窓から目視で確認
    - ・ 無事在宅 →→ 会員宅に○を書き、次の会員宅へ
    - ・ 負傷者発見など緊急事態を確認 →→ ⑤へ
    - ・ 安否確認できず →→ 会員宅に✓を書き、次の会員宅へ
  - ⑤火災、負傷者は(9)の対応を取る →→ 対応後、会員宅から引き出し線を引き、対応内容を記載し、次の会員宅へ
- ・ 班に避難行動要支援者がいる場合は、避難行動要支援者のお宅は、安全確認フラッグの掲示・非掲示にかかわらず、インターフォンを押し、避難支援を要請するかどうかを確認する。
- ・ 避難行動要支援者制度に登録していない方（以下、「制度非登録者」と呼ぶ）が、安全確認フラッグを掲示しておらず、インターフォンを押す、またはドアをノックして安否確認をする際、「制度非登録者」から避難支援の要請があった場合は、これを受ける。

## (6) 安否確認結果の整理と避難支援要請

- ・ 緊急事態の対応が一段落し、かつ、班内の安否確認が終了したならば、他のユニットと安否確認結果を照らしあわせ、安否確認のもれがないかどうかを確認する。
- ・ 班長に安否確認チェックシートを渡して安否確認結果を書きうつしてもらい、かつ、緊急事態発見の場合はその発見場所・内容を書きうつしてもらう。
- ・ 安否確認時の避難行動要支援者および「制度非登録者」からの避難支援要請の有無は、避難誘導班の当年度のリーダー宅のインターフォンを押して伝達する。避難誘導班リーダーが不在の場合は、他のメンバーに伝達する。避難支援要請がなかった場合も、ないことを伝達する。

## (7) 報告

- ・ 避難支援要請の伝達後、災害対策本部（集会所）に安否確認結果を報告する。報告は班長と情報班1名の計2名で行く。
- ・ 対策本部到着後は、受付係の指示にしたがって入室し、情報整理係に報告する。
- ・ 報告は以下とする。
  - ① 情報整理係の指示に従い、壁に貼られたみどりヶ丘白地図に、班長または情報班員が自ら、安否確認チェックシートの結果を転記する。
  - ② 情報整理係の指示に従い、安否確認報告受付表に、班長または情報班員が自ら、必要事項を記入する。
  - ③ 避難行動要支援者および「制度非登録者」からの避難支援要請の有無も、安否確認報告受付表に、班長または情報班員が自ら、必要事項を記入する。

## (8) 安否確認のフォロー

- ・ 安否未確認の会員宅があった場合、自治会班長と協力して、以下のように再確認する。
  - ① 1～2時間後に再確認。  
未確認の場合は、隣家に当該会員の外出・長期不在を確認。
  - ② ①で未確認の場合は、翌日再確認  
さらに未確認の場合は、帰宅したら自治会班長に連絡するように書いたメモを郵便受けに入れる。  
必要に応じて、再確認方法を、災害対策本部の本部長・本部長補佐と協議する。
- ・ 再確認後は安否確認チェックシートに上書きし、結果を災害対策本部に報告する。報告方法は初回と基本的に同じとする。安否未確認宅の外出・長期不在が確認できたならば、その事もチェックシートに記載する。
- ・ 上記①②を実施した後、安否未確認の会員宅がある場合は、その旨を災害対策本部に報告し、安否確認を終了する。

### (9) 緊急事態の対応

会員宅あるいは路上で、火災、負傷者、危険箇所など緊急事態を発見した場合は、以下のように対応する。災害対策本部に連絡する必要がある場合は、みどりヶ丘北地区の班は、北公園支部に行き、通信係にトランシーバーで本部に連絡してもらおう。南地区の班は本部に行き直接口頭で伝える。(北地区の班も、本部への直接の報告が早いと判断した場合は直接行ってもよい。)

#### ① 火災

火災を発見した場合は、直ちにその会員宅に声をかけ、消防署に連絡するとともに、隣近所にも呼びかけ、街頭消火器、家庭用消火器にて消火にあたる。必要な場合はユニットのメンバー1名が本部へ連絡し、1名は消火活動を支援する。安否確認は火災一段落後に続ける。

#### ② 負傷者

会員宅に負傷者がいた場合は、原則は、負傷者の家族が救急車の要請および病院への搬送を行う。家族が対応できない場合(独居、高齢者夫婦など)、または、路上で負傷者を見つけた場合は、隣近所に応援を求める。その会員宅および隣近所に応援を依頼できる者がいない場合は、ユニットのメンバー1名が付き添い、1名が災害対策本部へ連絡し、病院への搬送を依頼する。安否確認は一段落後に続ける。

#### ③ 倒木・電柱破損などの危険箇所

倒木、電柱破損などの危険箇所を発見した場合は、ユニットのメンバー1名が本部に連絡、1名が近隣住民が近寄らないように対応する。本部の緊急活動チームが到着後、安否確認を続ける。

### 3.3.3. 復旧期間

- ・ 復旧期間には、自主防災会としての会合が定期的あるいは不定期に開催され、復旧期間としての活動がある。自治会班長を通じて自主防災会からの要請があった場合、可能な範囲で協力する。
- ・ 自主防災会からの連絡のうち、緊急連絡については、班長から協力要請があった場合、情報班員が分担して班内各戸に伝達するものとする。

### 3.4. 避難誘導班

#### 3.4.1. 平常時

##### (1) 平常時の活動

- ・ 防災ガイドブックにより、ふだんから地震発生直後の行動マニュアルに目を通し、避難誘導班としての役割を確認しておく。
- ・ 班に避難行動要支援者がいる場合は、配布されている避難行動要支援者の「名簿」および「避難支援カード」(2)で説明)にふだんから目を通しておく。機会があれば、その避難行動要支援者に声かけをして、様子を聞くなどの見守りをする。
- ・ 平常時より班内の高齢者、障害者、乳幼児、病弱者のいる世帯に注意を払っておく。
- ・ 避難誘導班として地震発生時に活動できない可能性が高いと平常時にわかっている場合(自宅で高齢者、障害者、乳幼児、病弱者などの特に配慮を要する者の対応が必要など)は、他の避難誘導班員にその旨をつたえておく。

##### (2) 避難行動要支援者の資料の配布と保管

自治会班に避難行動要支援者がいる場合は、本項をお読みください。

##### (a) 資料の説明

- ・ 避難行動要支援者の情報の記載された配布資料は、以下の2つ。
  - ① 避難行動要支援者の名簿  
避難行動要支援者が所属する自治会班の分のみの名簿を、その自治会班の班長および避難誘導班全世帯に配布。以下、これを「名簿」と略す。
  - ② みどりヶ丘避難支援カード  
避難行動要支援者一人ひとりの避難支援方法が記入されたカードで、避難行動要支援者が所属する自治会班の分のみのカードを、避難行動要支援者本人およびその自治会班の避難誘導班全世帯に配布。以下、これを「避難支援カード」と略す。
- ・ 上記の資料は、避難行動要支援者本人、班長、および避難誘導班全世帯に、保管専用封筒に入れて配布する。配布資料は、いずれも個人情報に記載されているため、取り扱いに注意されたい。

##### (b) 資料の配布・回収と返却について

- ・ 以下、班長からの資料の流れを①で記載し、②③は避難誘導班の活動を示す。
  - ① 毎年7月前半、避難行動要支援者の所属する自治会班の班長は、交通防災部長より、班長自身および避難誘導班全世帯の分の、当年度の「名簿」を渡される。  
新規登録者がいた場合は、班長は、避難行動要支援者本人および避難誘導班全世帯分の「避難支援カード」も渡される。  
登録抹消者がいた場合は、班長は、避難誘導班全世帯からの「避難支援カード」の回収を依頼される。
  - ② 毎年7月後半、避難誘導班は、班長より、当年度の「名簿」を配布され、前年度の「名簿」を回収される。班長は、回収した前年度の「名簿」は交通防災部長に返却

する。

新規登録者がいた場合は、避難誘導班は、班長より、「避難支援カード」を配布される。

登録抹消者がいた場合は、避難誘導班は、班長に、抹消者の「避難支援カード」を回収される。班長は、回収した抹消者の「避難支援カード」を交通防災部長に返却する。(配布する当年度の「名簿」からは、抹消者は削除されている。)

- ③ 避難誘導班の方が退会あるいは転居される場合は、班長に、「名簿」および「避難支援カード」を保管専用封筒とともに返却する。班長は回収した資料を交通防災部長に返却する。

### 3.4.2. 地震発生直後

地震発生直後の避難誘導班の避難支援の活動は、災害時の助け合いとして、あくまで任意の協力であり、責任を伴うものではなく、自身と家族の安全が確保された場合に、できる範囲での支援をお願いするものです。

避難誘導班として、地震発生直後の活動をしていただける方は、以下をお読みください。

#### (1) 活動の開始

- ・ 震度5強以上の地震であることをテレビ・ラジオ・スマホ等で確認した場合は、自身と家族の安全が確認できたならば、避難誘導班として避難支援の準備をする。
- ・ 班に避難行動要支援者がいる場合は、保管専用封筒内の「名簿」と「避難支援カード」に目を通す。

#### (2) 避難支援のための携帯品及び服装

- ・ 避難支援に参加する班員は、動きやすく、天候・気温や安全に配慮した服装で、水（ペットボトル）、夜の場合は懐中電灯、雨天の場合は雨具など、状況に応じた品を携行する。

#### (3) 避難支援要請の受理

- ・ 班長・情報班が、班各戸の安否確認後に、避難誘導班の当年度のリーダー（リーダー不在の場合は他のメンバー）のお宅のインターフォンを押して訪問し、以下のように避難支援要請の有無を伝達するので、受ける。
  - ① 班に避難行動要支援者いる場合で、安否確認時に、避難行動要支援者に避難支援要請を確認した場合
  - ② 避難行動要支援者の制度に登録していない方（以下、「制度非登録者」と呼ぶ）から、安否確認時に、避難支援要請を受けた場合
  - ③ 避難行動要支援者および「制度非登録者」のいずれからも避難支援要請がなかった場合

#### (4) 打合せ

##### (a) 避難支援要請の有無の伝達

- ・ 避難誘導班の当年度のリーダー（リーダー不在の場合は避難支援要請を受けたメンバー）は、班長・情報班から避難支援要請を伝達された場合は、避難支援の相談のため、避難誘導班の全世帯のインターフォンを押して、自宅前への参集を依頼する。
- ・ 班長・情報班から避難支援要請なしと伝達された場合は、避難誘導班の全世帯に、インターフォンまたは面会によりこのことを知らせる。この場合は、避難誘導班の地震発生直後の活動はこの時点で終了となる。

##### (b) 避難支援の相談

- ・ 避難誘導班リーダー（リーダー不在の場合は避難支援要請を受けたメンバー）は、参集した避難誘導班員と相談し、避難支援要請のあった避難行動要支援者および「制度非登録者」に対し、それぞれ避難誘導班員1名の担当者を決める。

#### (5) 避難支援の実施

- ・ 避難支援の担当者は、担当となった避難行動要支援者または「制度非登録者」のお宅に行き、インターフォンを押して、避難支援にきたことを伝える。
- ・ 避難行動要支援者の場合は、「避難支援カード」にしたがい、その場で本人・家族に確認しつつ、一時避難場所、必要に応じて避難所（岡崎小学校）まで避難支援を行う。
- ・ 「制度非登録者」の場合は、その場で本人・家族と話し合い、一時避難場所、必要に応じて避難所（岡崎小学校）まで避難支援を行う。

#### (6) 報告

- ・ 避難支援の担当者は、避難行動要支援者または「制度非登録者」の避難支援が完了したならば、災害対策本部（集会所）に行き、報告する。
- ・ 対策本部到着後は、受付係の指示にしたがって入室し、情報整理係に報告する。報告は、安否確認報告受付表に、避難支援の担当者自ら、必要事項を記入する。

#### 3.4.3. 復旧期間

- ・ 復旧期間には、自主防災会としての会合が定期的あるいは不定期に開催され、復旧期間としての活動がある。自治会班長を通じて自主防災会からの要請があった場合、協力する。

### 3.5. 復旧支援班

#### 3.5.1. 平常時

- ・ 防災ガイドブックにより、ふだんから地震発生直後の行動マニュアルに目を通し、復旧支援班としての役割を確認しておく。

#### 3.5.2. 地震発生直後

- ・ 復旧支援班は、近隣で、火災が発生した場合には初期消火、負傷者が出た場合には救出救護を、隣近所と協力しあって行う。

#### 3.5.3. 復旧期間

復旧期間は、自主防災会としての会合が定期的あるいは不定期に開催され、班長を通じて自主防災会からの要請が伝達されて、復旧支援班として活動を行うこととなる。

復旧支援班の活動は、給水給食活動および環境衛生活動で、班長が当年度の復旧支援班リーダーと相談し、作業量、作業の大変さなどを考慮して、活動の担当世帯を決めることとする。給水給食活動および環境衛生活動の内容を以下に示す。

##### 3.5.3.1 給水給食活動

復旧支援班の給水給食活動については、「平塚市地域防災計画 地震災害対策計画 令和3年1月改訂 平塚市防災会議」および「岡崎小学校 避難所運営マニュアル 令和4年（2022年）9月 岡崎地区自治会連絡協議会」に基づき、以下とする。

###### (1) 必要量の調査

復旧支援班は、自主防災会の要請にしたがい、飲料水、食料、生活用品について、各班の必要量（必要人数分）の調査を行い、自主防災会に報告する。調査は、個別訪問による聞き取り、あるいは、回覧による。

###### (2) 受け取りと運搬

平塚市から配送される飲料水、食料、生活用品のいずれも、原則として避難所（岡崎小学校）で受け取りとなる。復旧支援班は、自主防災会の要請により、自主防災会の担当役員とともに避難所（岡崎小学校）まで行き、必要量（必要人数分）を受け取り、運搬する。

飲料水については、平塚市備蓄分のペットボトルによる配給となり、各班の必要量はかなりの重量となるため、車での運搬となる。平塚市の協定業者の給水車により飲料水が配給される場合で、みどりヶ丘地区内が給水場所となる場合は、各自治会員がみずから給水を受けることとし、復旧支援班は、給水場所での給水を手伝うとともに、高齢者世帯など支援を必要とする自治会員に対して給水容器の運搬などの活動を行う。なお、給水容器は各自治会員が用意したものをを用いる。

###### (3) 会員への配給

復旧支援班は、飲料水をのぞいた食料・生活用品の各会員への配給を担当する。配給にあたっては、個別訪問して配給する方法、班内の一か所を配給場所とし各会員に連絡して取りにきてもらう方法、があり、適宜判断して選択する。

### 3.5.3.2 環境衛生活動

復旧支援班の環境衛生活動については、平塚市への問い合わせ結果（2022年10月）および「平塚市災害廃棄物等処理計画 令和元年9月改訂 平塚市」より、以下のとおりとする。

#### (1) ごみの対応

- ・ 災害時のごみは、下表のように分類される。

表 3-2 災害時のごみの分類

分類	説明	本ガイドブックでの略称
家庭ごみ	復旧期間に家庭から排出されるごみで、燃えるごみ、不燃ごみ、プラクル、資源再生物に分類され、凝固剤を入れた便袋も燃えるごみとする。	「生活ごみ」
災害廃棄物	災害により発生したごみで、市町村等が処理を実施し、以下の二つに分けられる。 ・ 住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出されるごみ ・ 損壊家屋の撤去・解体に伴い排出される廃棄物	「片付けごみ」  「解体廃棄物」

- ・ 復旧期間に自治会員が対応する必要がある「生活ごみ」について、復旧支援班の活動を以下に示す。

なお、「片付けごみ」に対しては、復旧支援班の活動はない。また、損壊家屋の撤去・解体および「解体廃棄物」の処理は、本ガイドブックの範疇を超えているため、省略する。

- ・ 「生活ごみ」は、平常時と同様の収集方法を基本とするが、大地震発生による平常時と異なる点を以下に述べる。

平塚市によると、災害規模によるが、ごみ処理施設や収集車両の被害状況、道路の被災状況、および他自治体への応援要請等に3日程度かかると想定しており、収集から処理までの体制が確立できれば、「生活ごみ」の収集を再開する、としている。また、地震発生直後のごみ出しの停止については、平塚市のホームページへの掲示、避難所（岡崎小学校）への連絡、防災行政無線等、により協力を求める、としている。

上記より、災害時の「生活ごみ」に関しては、市の広報指示に従うことを前提として、

原則、ごみ当番の輪番制は維持することとするが、災害の程度により対応不可の場合は自主防災会の判断により復旧支援班の担当とする。「生活ごみ」に関する復旧支援班の活動は以下とする。

- (a) 震度5強以上の地震発生時には、自主防災会として、地震発生直後から3日間はごみ集積場へのごみ出しは停止とし、復旧支援班は、ごみ集積場に「生活ごみ」が出されないように、ごみ出し停止の貼り紙をするなど、対応する。
- (b) ごみ収集に関して、平塚市からの以下の連絡が自主防災会より班長を通じてあったならば、復旧支援班は、班内各戸に伝達するとともに、ごみ集積場に貼り紙をするなど対応する。
  - ① ごみ収集の再開
  - ② 生ごみ等の燃えるごみを優先的に収集するため、不燃ごみ・プラクル・資源再生物の家庭での一時的保管の要請

(2) みどりヶ丘地区の環境衛生問題全般の対応

みどりヶ丘地区の環境衛生問題全般について、自主防災会から班長を通じて復旧支援班に協力の要請があった場合、協力する。

## 4. 補足

### 4.1. 防災活動における感染症対策

本節では、感染症対策として、2022年度時点で流行している新型コロナウイルスに対する対応策を示すこととします。

#### (1) 感染症対策の基本

感染症対策の基本は、「防災活動参加前の体調確認」と、活動参加時の「飛沫感染またはエアロゾル感染の防止」および「接触感染の防止」である。

#### (2) 具体的な感染症対策

##### (a) 防災活動参加前の体調確認

防災活動に参加する前に体調を確認し、以下の方は活動は見合わせ、活動できないことを同じ活動班員に連絡する。

- ①37度以上の熱がある。
- ②喉が痛いなどの風邪の症状などがあり、体調がすぐれない。
- ③味覚、臭覚に異常がある。
- ④同居の家族や身近な知人に濃厚接触者がいる。

なお、海外渡航者は、体調を確認のうえ防災活動への参加を判断することとする。

##### (b) 飛沫感染またはエアロゾル感染の防止

###### ①マスク着用

マスクは、防災活動への参加者は必ず着用する。

###### ②ソーシャルディスタンス

防災活動時には、マスク着用前提で、隣の人との間隔を最低1mあける。（「3密回避」のうち「密着」の回避の方策）例えば、集会所の洋室内での打合せの場合、集会所の玄関、土間、スロープで待機する場合、屋外で安否確認や避難誘導をする場合、いずれも隣の人とは1m以上離れること。

###### ③集会所洋室内の集合人数の制限

災害対策本部として集会所洋室を使用する場合、洋室大小で28名以内とする。

（「3密回避」のうち「密集」の回避の方策）

###### ④集会所洋室の換気

災害対策本部として集会所洋室を使用する場合、玄関、洋室のドア、ガラス戸は常時全開とする。気候上、常時全開が難しい場合は、30分に1回5分程度の換気を行う。（「3密回避」のうち「密閉」の回避の方策）

##### (c) 接触感染の防止

###### ①手指の消毒

災害対策本部として集会所洋室を使用する場合、入室時には、毎回、手指をアル

コール消毒する。

## ②資機材の交代使用の禁止

防災活動で使用する以下の資機材は、原則、交代で使用しない。

トランシーバー、メガホン、拡声器、クリップボード など  
ボールペン等の筆記用具は、各自持参することとする。

## ③使用物品・資機材の消毒

物品、資機材を繰り返し使用せざるをえない場合は、次に使用する人のために必ずアルコール消毒する。トランシーバーの消毒方法については、防災ボックス大のトランシーバー収納ボックスにラミネート加工の説明資料が備えつけてある。

## 4.2. 平塚市の震度の情報の取得方法

地震発生直後に平塚市の震度を知る方法としては、まずは、ラジオあるいは気象庁ホームページが基本となる。

平塚市より発信される平塚市の震度情報の取得方法を、下表に示す。停電時にも情報が取得できる方法を示している。

表 4-1 平塚市の震度情報の取得方法

取得方法	内容
メール配信サービス 「ほっとメール ひらつか」	①伝達手段 ・パソコン、スマートホン、携帯電話 ②平塚市による情報 ・説明は、平塚市ホームページの中の「ほっとメールひらつか（メール配信サービス）」のページにある。
「ひらつか防災気象 ウェブ」	①伝達手段 ・パソコン、スマートホン ②平塚市による情報 ・平塚市ホームページの中の「災害時の情報収集」のページで、「ひらつか防災気象ウェブ」をクリックすると、見られる。